平成２８年（フ）第６４９号
札幌市東区北21条東15丁目３番５号　明園フォーレスト201号
債務者　古川　勝人
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５０号
札幌市東区北21条東15丁目３番５号　明園フォーレスト201号
債務者　古川由美子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７５号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地８　コンフォートマンション606号
債務者　高石　直哉
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９７号
札幌市東区東苗穂４条３丁目２番47号　グラッツェ22―201号
債務者　佐藤　光男
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１０号
札幌市中央区北１条西22丁目２番７―201号
債務者　今本　　健
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１２号
札幌市白石区北郷３条11丁目８番21―102号
債務者　中野　庄三
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１８号
札幌市豊平区西岡３条５丁目６番48号　クチュール西岡３・５―202号
債務者　金野　信幸
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１９号
札幌市豊平区西岡３条５丁目６番48号　クチュール西岡３・５―202号
債務者　金野　節子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２４号
札幌市清田区清田６条１丁目21番39号
債務者　高坂　裕子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７３８号
札幌市白石区東札幌５条５丁目２番11―205号
債務者　坂井　祥子（旧姓中地）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５２号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番38―108号
債務者　村上　幸仁
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６２号
札幌市北区北33条西12丁目３番６号　ハイツミウラＢ201号
債務者　若杉　昭仁
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県山武郡横芝光町宮川6594番地２　第一松伊マンション201号
債務者　花澤　正夫
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４５号
千葉県山武郡横芝光町横芝2305番地　横芝大島団地６棟601
債務者　片山　　榮
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
千葉県香取郡多古町東松崎2593番地７
債務者　中野　高博
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
千葉県香取郡多古町東松崎2593番地７
債務者　中野　美香
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
新潟県三条市如法寺１番地６
債務者　相田　悦伸
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第３３号
新潟県燕市八王寺1538番地３
債務者　風間　彰子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで　新潟地方裁判所三条支部